

第4号様式（第7条関係）

（表）

鹿児島県不妊治療費助成事業申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

鹿児島県不妊治療費助成事業実施要綱第7条の規定により、裏面の説明書に同意の上、関係書類を添えて下記のとおり不妊治療費の助成を申請します。

| | | | | |
|---------|---|--|-----------------|------------------------------|
| 申請者 | フリガナ 氏名 | | 生年月日 及び年齢 | 年 月 日（ 歳） ※受診等証明書の治療開始日年齢 |
| | 住所 | 〒 電話 | | |
| 配偶者 | フリガナ 氏名 | 続柄（夫・妻） | 生年月日 及び年齢 | 年 月 日（ 歳） ※受診等証明書の治療開始日年齢 |
| | 住所 | 〒 電話 (申請者と同じ場合は記入不要) | | |
| 申請金額 | | ・特定不妊治療費分（男性不妊治療費分除く） | 金 | 円 |
| | | ・男性不妊治療費分 | 金 | 円 |
| | | 合計 | 金 | 円 |
| 助成実績等 | 過去にこの助成金を受けたことがありますか。 ※該当するものに○を付ける。「ある」の場合はその内容を記入 | | | |
| | ある ・ ない | 1回目：()年度・申請先 → 鹿児島県 ・ 鹿児島市 ・ その他 [] 2回目：()年度・申請先 → 鹿児島県 ・ 鹿児島市 ・ その他 [] 3回目：()年度・申請先 → 鹿児島県 ・ 鹿児島市 ・ その他 [] 4回目：()年度・申請先 → 鹿児島県 ・ 鹿児島市 ・ その他 [] 5回目：()年度・申請先 → 鹿児島県 ・ 鹿児島市 ・ その他 [] ※ 上記のうち、男性不妊治療費の助成金を受けたことがありますか。 ある ()年度 ・ ない ()年度 | | |
| 振込口座申出欄 | 金融機関名 | 銀行 農協 金庫 | 本店 支店 出張所 | |
| | 預金種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| | フリガナ 口座名義人 | ※申請者名義の口座に限ります。 | | |

（添付書類）

- 1 不妊治療費助成事業受診等証明書（第5号様式） ※医療機関の領収書を添付すること。
 - 2 住所及び法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
 ・夫婦同一世帯の場合・・・世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの）
 ・夫婦別世帯の場合・・・夫及び妻の住民票と戸籍謄本
 - 3 住所及び事実婚であることを証明できる書類
 夫婦の住民票及び戸籍謄本、事実婚関係に関する申立書（第10号様式）
- ※上記2、3について、子どもがいる夫婦については、必ず子どもが記載されている住民票を添付してください。
- 4 夫及び妻の所得額を証明する書類（市町村の発行する児童手当用所得証明書又は別紙証明書等）
- ※令和3年4月1日以降の申請については所得を証明する書類は不要
- 5 実施要綱第6条第3項の規定に基づき「妊娠12週以降に死産に至った場合」において、これまで受けた助成回数をリセットする場合は「死産届の写し」
 - 6 振込口座を確認できる書類（通帳の写し等）

（保健所使用欄）

| | | | |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 申請受理 年 月 日 | 年 月 日 | (承認・不承認) 決定年月日 | 年 月 日 |
| 受給者番号 | | — | |

【申請期限に係る注意事項】

- ①助成申請は、特定不妊治療が終了した後に速やかに行ってください。
 原則、特定不妊治療が終了した日の属する年度末（3/31）が申請期限です
- ②治療が3月に終了し、年度末までに申請が間に合わない場合に限り、4/30まで（郵送の場合は消印日を申請日として取り扱います）に申請を行ってください。
 4/30が閉庁日（土日・祝日等）の場合は、直前の開庁日が申請期限となります。

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、(公社)日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(公社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容, 妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

~~~~~  
以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する  
説明書

この助成金は限られた公費予算からの公正な支出を行うため、  
子ども1人あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、  
この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。  
なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。